

第 1 0 1 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 101 回（平成 30 年度第 8 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 30 年 11 月 26 日（月）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

（1）安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

参考 1

4. 協議事項

（1）地域協議会として検討すべき課題に関するまとめ方の確認について

資料 1

（2）市町合併における調整結果のまとめ方の様式の確認について

資料 2

5. その他

（連絡事項等）

12 月会議運営部会は、12 月 5 日（水）13：30 から

12 月定例会は、12 月 17 日（月）13：30 から（案）

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 101 回（平成 30 年度第 8 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 30 年 11 月 26 日（月） 13:30～15:42
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、伊藤洋子委員、可須水弘美委員、 小杉稔委員、善住元治委員、仙波謙三委員、廣瀬敏委員、矢場義章委員
（事務局）	地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…嶋川支所長、重田参事、赤松主幹、 矢野副主幹
●議題及び議事	報告事項 ・安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換 協議事項 ・地域協議会として検討すべき課題に関するまとめ方の確認について ・市町合併における調整結果のまとめ方の様式の確認について
事務局	第 101 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び 地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定により開催して おります。本日の定例会出席者 9 名により、本会議が成立していることをご報告 申し上げます。 開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、協議書の規定に 基づき、安田会長にお願いいたします。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は 15 時 30 分を めどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたしま す。 会議次第に基づき、議事に入ります。 前回（10 月 22 日）以降の地域協議会の活動経過報告を行います。 まず、広報編集部会の活動について報告をお願いします。
副会長	11 月 1 日号に合わせて地域協議会だより第 48 号の発行をいたしました。

会長

次に、会議運営部会の活動について、部会長の私から報告をいたします。

会議運営部会は、11月7日に開催し、本日の定例会の協議事項について協議を行いました。

4期からの申し送り課題について、10月定例会での委員からのご意見を踏まえて文言の修正を行いましたので、再度お諮りします。ご承認いただければ、その内容で総括とします。

また、合併協定項目のうち、新市において調整するとした96項目についての調整結果のまとめ方について、お諮りします。

そして、これからの地域協議会の運営について、委員からの意見をいただきながら、方向性を決めていきたいと考えています。

以上、会議運営部会の内容です。

他に、ご意見・ご質問はありませんか。

無いようですので、経過報告については以上とします。

次に、意見箱に寄せられた意見につきましては0件でした。

それでは、報告事項に進みます。

安土学区及び老蘇学区まちづくり協議会の取組状況につきましては、事前に資料が委員に送付されているとは思いますが、両まちづくり協議会の活動内容について、質問や意見はございませんか。

委員

安土学区の住民意識調査の集計については、どのような方々で作業をされているのですか。専門家の方が参画されているのですか。

委員

現在は、地域振興部会で毎週作業を行っています。

委員

12月中に集計を行って、1月・2月で、その内容を把握し、3月末に発表します。現在、70%近い回収率と聞いています。

会長

一昨年前から老蘇学区10年先のまちづくりについて、いろんな団体や個人から地域での安全確保や災害時の避難などの意見が出ていました。

市の安寧のまちづくり推進事業は、5つのプロジェクトからスタートされており、定年後、緑に恵まれ、文化歴史に恵まれた環境の中で、長く元気にお住まいいただくと言うのが本来の趣旨ということで、先般、その目的のミニ講演とワークショップを老蘇学区コミュニティセンターで開催しました。その時、東京大学高齢化社会研究機構の方の参画をいただき、まとめ方や進め方についてご支援をいただきました。今後は順次、営農や消防、防災など幅広く意見を聞きながら、課題をまとめて、急ぐもの、時間をかけて行うものの優先順位付けをしながら、まとめていくことになります。

今スタートしたばかりなので、来年末までにまとめをし、3年目くらいに10

年先の老蘇学区構想ということでキックオフをする方向だということです。

特に、ワークショップの中で、家におられる高齢者が、買物に行けないということで、近所の方が乗せていくと声をかけても車に乗ってこないということがあ
るという意見や、子どもの遊び場が少ない。各自治会の遊具が痛んで撤去されて
そのままになっている。もう少し遊具の充実をして欲しいという意見もありまし
た。そういう意見を老蘇学区としてまとめながら、10年先20年先の老蘇学区構
想へ進んでいければという思いでスタートしています。

委員 11月24日のコミュニティ居住環境点検活動についてはどのような活動ですか。

委員 それは今、会長が発言されたワークショップのことです。老蘇学区のいいところ、課題になるところをみんなで意見を出し合って、その中からどのような老蘇にしたらいいのかという話し合いをしました。

会長 東京大学高齢化社会研究機構の方から、どこでワークショップをしてもなかなか意見が出ないが、住んでいるところのいいところや課題については、意見が多く出ると言うアドバイスを受けまして、このようなタイトルになりました。

他にご意見ご質問が無いようですので、本件については以上とします。

次に、協議事項に移ります。

協議資料について事務局から説明を求めます。

事務局 ※資料1について説明

委員 福祉自動車は、今後も何らかの形で、継続運行していただきたいという思いがありますので、事業の継続に加え、新たな福祉サービスを望むなど、次につながるような内容にするべきだと思います。

会長 条例に基づいて運行している福祉自動車は、移動制約者のみが乗車可能となっているが、もう少し緩和して広範囲な利用ができないものか。将来、そういう仕組み改善を望むということです。

条例は理解するもののその内容を改善していくような方向について、付加できないものかという意見です。

委員 ふれあいサロンで話をしていると、買物に行きたいという思いをお持ちの方がいますので、少し含みを持たせるようにしたほうがいいと思います。

委員 高齢者が買物にいけないという声は聞きます。

	その取り組みについて、まちづくり協議会でも話し合いをしています。
委員	福祉自動車運行事業で、あれもこれも取り上げていくと感覚が広がってしまいます。 資料 1 の内容は、福祉自動車運行事業の地域協議会としての考え方としてまとまっていると思います。
委員	まちづくり協議会が検討していただいているとしても、まちづくり協議会だけではたいへんなので、市も協力していただきたいと思います。
委員	今後、まちづくり協議会として運営していくということであれば、運営方法については、ボランティアを募ってやっていかれるなど、これから考えていかれることだと思います。
副会長	安土福祉自動車運行事業は、継続されることを私も望みます。先ほど委員は、これからのことを心配されて発言されたものと思います。そういうことを市にも分かってもらって、少しでも福祉自動車のような事業に力を入れて欲しいと思います。
会長	まず、防災行政無線から整理をさせていただきます。 防災行政無線の考え方の表現は、これでよろしいでしょうか。
委員	これは現時点ということで、来年また、変わるかもしれないということですね。
会長	我々の任期中に、もう少し具体的な考え方が担当課から聞けるとは思います。他にご意見はありますか。 無いようですので、防災行政無線につきましては、この表現で総括とします。 二点目の安土福祉自動車運行事業につきましては、この事業に限定しますと継続と言うことになります。 他にご意見がないようですので、この表現で総括とします。 次に、法定設置期間満了後の地域自治のあり方についてです。 高齢化社会への事業推進に、行政の支援をお願いするということになると思います。この表現で、かなりの範疇は含まれていると思います。
委員	地域によって特性が違うので、それを活かしたまちづくりという言葉があります。住民が基本なので、自治会を見直して、企業や他の組織・団体との連携を記載してもいいのかも知れないと思います。

会長	自治会自身がまちづくり構想を作っていくために、各地域の諸団体や事業所などとの連携を行うということですね。
委員	住民の減少や高齢化という言葉が当たり前のように言われていますが、旧老蘇の人口は、何十年も前から 2700 人と変わりません。
会長	安土・老蘇の合併時から人口としては変わらないのですが、世帯で考えると半減しています。 現在の世帯の半分は、新しくお住みいただいている住民で、2700 人の人口が維持されているのが現状です。 あと 20 年も経過すれば、今、新たにお住みいただいている方に自治の主体を担っていただく時代が来ます。15 年から 20 年経ったら西老蘇団地の皆さんが引っ張ってくださいと呼びかけを行って、西老蘇と西老蘇団地が一緒になりました。 しかし、広域になって自治会長がたいへんなので、まちづくり協議会に事務所を置くという案が出ています。 老蘇学区には 4 箇所の集落営農があります。20 年後を考えたら、続いているかどうか心配になる。そういうことをみんなで考えるのがまちづくりだと思います。今後は、市町の合併だけでなく自治会の合併も迫られることになると思います。 委員が発言された地域自治のあり方については、地域によって特色が違うので、地域の特色に合わせたまちづくりを考えないといけない。あの自治会ができたのでこちらの自治会もできるということにはならないのです。
委員	自治会に入っていない新しい住宅があります。そこを取り込もうという動きがありました。住民の反発があり、合併できなかった事例がありました。その場合、自治会としては、なかなか行動に起こせないで、行政が取り組まないといけないと思います。
会長	老蘇学区で行われるワークショップで、幅広いみんなの声をうまく集められるかが課題です。そこで出た意見を、どうまとめて、どう進めるかについて、行政の支援を受けながら行うことになると思います。
委員	地域協議会としての考えかたというのは、協議会として市に提案すると言うのですか。
会長	そうではありません。

委員	防災行政無線や福祉自動車については、市のほうに考えて欲しいと言う表現になっていますが、地域自治のあり方の表現について、相手方が分かりづらく感じます。
会長	協働のまちづくり基本条例に基づく市民自治基本計画に、行政からの支援が書いてありますので、改めて行政支援をとということを書かなくても、そこには、それぞれの担当課の支援事項が書き備わっています。 まちづくり協議会の運営で困ったら、まちづくり支援課を通して要望し、担当課からの支援を求めることになるというように解釈しています。
委員	これは、現時点での地域協議会の考え方を内部的にまとめていると理解しています。これをどこかに出すとか市に要望するとかではないというふうに理解しています。
委員	私は、市に提言するものだと思っていました。
会長	毎年行っている市長報告には記載しますので、改めて意見具申するというものではありません。協議した結果として報告します。
委員	組織体制の行事の見直しという文言があります。私が、安土学区まちづくり協議会の幹事会に出席した時に、地区対抗ふれあい運動会やバレーボール大会などに出場できない地区があることから見直すことになりました。また、安土学区と老蘇学区の合同事業についても見直そうという意見がありました。
委員	そのような課題が出ています。12月15日に安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会が協議することになっています。 今年度の運動会と野球とバレーボールの3事業の総括を行うと共に、来年度の課題として協議をすることになっています。
会長	地域自治のあり方につきましては、このような表現でよろしいですか。 他にご意見がないようですので、この表現で総括とし、次に進みます。 4点目の安土町総合支所機能については、平成30年9月市議会で、このことについて議会質問があり、市長から回答がありました。そのことをまとめますと、ここに書かれてあるとおりです。地域自治区の法定設置期間が満了した後、支所はどうか心配でしたが、住民の利便性を考慮し、継続するという回答でした。つまり、地域自治区が終了したとしても支所が無くなることではないということです。 この件につきまして、ご意見はありませんか。

無いようですので、この表現で総括とします。

5 点目の合併 10 周年記念事業ですが、現在ではなんとも言えませんが、来年には、市で何らかの動きがあるだろうと期待をしています。何の事業もしないということであれば、地域協議会としては、まちづくりにかかる講演会をするのが一番良いのではないかと考えています。

この件について、ご意見はありますか。

無いようですのでこの表現で総括とします。

4 期から申し送られた課題については、本日まとまりましたので、これをもって総括とします。

次に、協議事項の（２）「市町合併における調整結果のまとめ方の様式の確認」についてです。

合併協定項目の内、合併後新市で協議するとした 96 項目の経過につきまして、このような様式でまとめてはどうだろうかということです。

事務局から説明を求めます。

事務局

※資料 2 について説明

委員

地域協議会でどのようなことをしたかというのがよくわかるので良いと思います。協議会の意見を入れるともっと良くなると思います。

会長

合併協定項目のうち、新市において協議するとした 96 項目の中で、数項目は地域協議会で担当課と協議しています。

しかし、地域協議会に結果報告されただけのものがほとんどです。

また、地域協議会として、意見なしで承認したものもあります。

委員

地域協議会で、いつ、どのような意見が出たのかが分かるようにするべきだと思います。

副会長

これくらいの表現でいいと思います。

会長

何年何月に協議したという協議年月を入れたとしたら、何に使えますか。

委員

活動報告にはなります。

会長

平成 22 年 7 月に地域協議会が発足し、合併直後に調整済みとなった項目についても報告を受けました。協議書に、地域自治区の区域に係る事項については、地域協議会の意見を聴かなければならない。とあることから報告されたものです。

委員

調整結果の報告を地域協議会にいただきましたが、既に調整済の項目について、意見なしとしていることが多いと思います。

実際に担当課と協議したのは、数項目だと思います。

合併協定項目のうち、未調整項目については、新市で協議するという形になっていたと思います。

調整完了時期の考え方について、平成 22 年 3 月 21 日に合併して、3 月末までに新市の中で、協議決定したことはその時点で協議が整ったということでしょうか。

委員

「合併協定項目に関する調整内容一覧」ファイルには、調整完了時期が記載されています。

地域協議会が発足した平成 22 年 7 月時点では調整がほとんど進んでいました。

次回の定例会では、様式の項目に、協議会として協議した時期と委員の意見を追加してまとめたうえで、委員の皆様にお諮りします。

協議内容については、地域協議会の 10 年間の総括的資料となるものであることを踏まえて検討をいただきたいと思います。

この件については以上とします。

次に、その他項目として、今後の地域協議会の進め方について協議をします。

平成 22 年 7 月の発足から、地域協議会として、合併協定項目の未調整項目の審議をはじめ安土地域における様々な事柄について協議を行ったことで、我々の果たすべき一定の役割は、完了したと思います。

そして、地域協議会を総括することにおいて、未調整項目の確認は、重要なことだと考えています。

しかし、我々は、安土町地域自治区内の住民の合併に対する不安を拭い去る役割的機能を持っています。そういった意味で、取り上げるべき事項がありましたら発言をお願いします。

委員

過去の地域協議会だよりも、地域協議会の役割が掲載されています。

地域協議会が、平成 32 年に無くなった状態を考えると、地域協議会に代わるのがまちづくり協議会だと思います。地域協議会は、まちづくり協議会をはじめ自治会等各種団体の悩み事をお聞きしてきました。先進地研修も行いました。そのことを踏まえて、地域協議会としてのまとめを住民の皆さんにお知らせをしていくほうがいいと思います。

会長

視察先は、それぞれの地域に合った仕組みを作っておられました。しかし、そこで作られた仕組みが、良い仕組みだとしても当市に取り入れることは難しいと

思います。その仕組みを安土・老蘇学区のまちづくりの参考にしていただければと思います

委員 仕組みづくりをどのように仕掛けるか、そのことを確認する意味では、実は、伊賀市からDVDをいただいています。それを見て確認してもいいのかなと思います。

会長 両学区とも課題の解決のための仕組みを、どのように作り上げていくかというのが大切です。

委員 みんなで議論しながら形になっていくものだと思います。

会長 本日の協議は以上とさせていただきます。
12月の会議日程ですが、会議運営部会は、12月5日水曜日13時30分から開催させていただきます。また、12月の定例会につきましては、12月17日月曜日13時30分からと提案させていただきます。
お忙しいとは思いますが、ご出席よろしく申し上げます。
以上で、本日の会議は終了したいと思います。
閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 (あいさつ)

【終了 15:42】

会議録作成 近江八幡市安土町地域自治区事務所 住民課 庶務グループ TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320 E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp
